

【消費生活アドバイザー 一次試験対策問題集】

(時事編 2014)



消費生活アドバイザー資格試験一次対策問題集について

● 問題集の構成と使い方

この問題集では、奇数ページに問題、その裏にあたる偶数ページに解答を掲載しています。問題文を読んでその正誤を判定、次ページで答え合わせをしてください。

正誤判定の際にはできるだけ「どの部分が誤りか」まで特定してから解答を読むようにし、正解不正解を気にするのではなく、正確に誤っている部分を指摘できたかどうかをチェックするようにしましょう。

本番の試験では「まぐれあたり」も実力のうち。しかし、練習段階では「得点」よりも解答の過程を重視する必要があります。

正誤チェックのみならず、問題文・解答欄に書かれている全ての情報を身につける覚悟で、何度でも繰り返してください。

● 問題集の特徴

この問題集は一次試験の範囲のうち、2014年7月頃までの時事問題から出題しています。そのため科目ごとの問題数にはバラつきがあります。

● 問題集は、

1時限目（生活基礎知識）・2時限目（消費者問題・行政知識・法律知識）・3時限目（経済一般・統計・企業経営・生活経済・環境）（正誤編・穴埋め編）が発行中です。

● 消費生活アドバイザー試験本番の出題形式

問題の形式は大きく分けて、択二形式と穴埋め形式があります。

択二形式は、5つの文章が挙げられ、その中から正しい文章または誤っている文章を2つ選びます。1つ正解で5点、2つ正解で10点となります。

穴埋め形式は、1つの文章に5箇所（稀に10箇所）空欄が設けられ、そこにあてはまる解答を語群から選択します。1つ正解で2点、5つ正解で10点となります。

本番では択二と穴埋めを中心に、全部で55問の問題が出題されます。

● 時事編の構成

(1) ～ (101) 第一時限

(102) ～ (184) 第二時限

(185) ～ (250) 第三時限

【一時限目】

(1) 1968年に西日本を中心にPCBなどが混入した食用油の摂取を原因として生じた「カネミ油症」の被害者を救済するための手段は、原因企業のカネミ倉庫から支払われる医療費であり、国による救済は未だ行われていない。

(2) ダイヤルQ2とは1989年にスタートした「0990」で始まる電話番号で事業者が有料情報を提供し、料金回収をNTTが代行するサービスで1991年頃に最盛期を迎えた。このサービスは2014年まで続いたが、2014年2月にサービス提供が終了している。

(3) 「医食同源」とは医（薬）も食も健康には大切で、源は同じだという考え方で、これにまつわる怪しい健康食品や悪徳商法が後を絶たないため、政府は2015年4月をめどに新たな法律を作り、規制を進める方針を打ち出している。

(4) いわゆる健康食品の表示で「花粉症にお悩みの方に」「免疫力アップ」「お腹の調子を整える」はいずれも景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれのある表示である。

(5) いわゆる健康食品の表示に関する消費者庁のガイドラインでは、「〇〇を原料とし、これに有効成分である△△酵素を添加、相乗効果をもつ」などの成分に関する説明を記載することを推奨している。

(6) えび、かに、カシューナッツ、ゴマはいずれもアレルギー表示の「特定原材料等」として指定されている。

(7) 2015年度から5年間使用される食事摂取基準2015年版は、策定目的に「健康の保持・増進」「生活習慣病の発症予防」「生活習慣病の重症化予防」を挙げ、年代ごとにBMIの目標を示し、それを維持できる量を薦める方針となった。

(8) 食事摂取基準2015年版では食塩の1日の目標量として、15歳以上の男性は9g、女性は7.5gとしている。

(9) 飲食店のメニュー表示において、牛の成形肉を焼いた料理のことを「ビーフステーキ」「ステーキ」などと表示することは景品表示法上問題となる。

(10) 飲食店のメニュー表示において「鴨南蛮」と表示しているが、実際には合鴨肉を使用していた場合、景品表示法上問題となる。

(1)×：2012年にカネミ油症救済法が成立し、認定患者一人あたり年24万円の支援金の支給や健康実態調査の実施が決まりました。

(2)○：最盛期には約8500の番組が提供されていましたがインターネットの普及で利用者が激減しました。ダイヤルQ2の番組にはニュース番組などもありましたが、ツーショットダイヤルが売春目的で使われるなどの問題も指摘されました。

(3)×：医食同源の考え方はバランスのよい食事や薬への依存軽減が期待されるため、政府は推進する方向性を示しています。2015年4月をめどに新たな研究機関「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（仮称）」を設立し、研究などを進める方針です。

(4)○：2013年12月、消費者庁は健康食品に関して景品表示法や健康増進法に違反する可能性がある表示例を示したガイドラインを公表しました。このガイドラインで示されている問題文のような表示はいずれも誇大表示や優良誤認のおそれがあります。

(5)×：消費者庁ガイドラインでは効果に関する不当表示の他、成分に関する表示（学問上は効果がないことが明らかになっている場合）や認証などに関する表示（認証制度が実在しない場合や健康効果の認証を受けたと誤認させる場合など）についても問題のある表示として例示しています。

(6)○：アレルギー表示は法令上表示を義務付けられる特定原材料と、通知で表示を奨励する品目が計27品目指定されています。えび、かには特定原材料にあたり、カシューナッツ、ゴマは新たに表示奨励品目に追加されています。なお、特定原材料と表示奨励品目を合わせて「特定原材料等」と言います。

(7)○：2015年版で新たに加わった目的として「生活習慣病の重症化予防」があります。また従来の1日の必要エネルギー量を決める方法を改め、年齢ごとにBMIの目標を示し、それを維持できる量を薦める方針としました。ちなみに目標とするBMIは18～49歳は18.5～24.9、50～69歳は下限を20、70歳以上は下限を21.5としています。

(8)×：2015年版では食塩の1日目標量を従来（男性9g、女性7.5g）より厳格化し、男性8g、女性7gとしました。

(9)○：2014年3月消費者庁は「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」というガイドラインを公表しました。この中で「ステーキ」とは牛の生肉の切り身を焼いたものを表すとし、牛肉に酵素添加物や植物タンパク等を加え人工的に結着し形状を整えた成形肉については生肉の切り身とは区別するとしています。

(10)×：同ガイドラインの事例によれば「鴨南蛮」は一般的な料理の名称として確立しており、その食材として合鴨肉は広く使われており社会的に定着しているため、一般消費者の料理の選択に影響を与えないとして、直ちに景品表示法違反にはならないとしています。